

滋賀県犯罪被害者等支援に関する推進計画について

1 趣旨

県では、犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにすることで、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成 30 年 4 月に「滋賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

条例では、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、県、県民、事業者、民間支援団体等の責務を明らかにするとともに、支援体制の整備をはじめとする施策の基本となる事項を定めています。

今後、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第 9 条に基づく「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画（仮称）」を策定しようとするものです。

2 計画の位置付け

滋賀県犯罪被害者等支援条例第 9 条の規定に基づく推進計画

3 計画期間（案）

平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 年間とし、以後国の計画改定に合わせて見直しを図ります。

（参考）国の計画：第 3 次犯罪被害者等基本計画（H28.4～H33.3）

4 スケジュール（案）

平成 30 年 5 月	計画素案の作成
6 月	滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会での協議
8 月	常任委員会への報告（素案）
8～9 月	県民政策コメントの実施
9 月	滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会での協議
10 月	常任委員会への報告（案）
	計画策定・公表

滋賀県犯罪被害者等支援条例の概要

平成30年4月1日施行

＜目的＞県民みんなで犯罪被害者等を支える安心の滋賀をめざして
「犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復し、軽減して、再び平穏な生活を営むことができるように！！」

- ◎ 基本理念を定め、県、県民、事業者および民間支援団体等の責務を明らかにする。
- ◎ 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、支援施策を総合的かつ計画的に推進する。

＜総則＞

- ◎用語の定義 ◎基本理念
- ◎県、県民、事業者の責務
民間支援団体等の責務

滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会

◎構成機関・団体：国、県、市町、民間支援団体等

◎任務 犯罪被害者等支援に関する協議、連絡調整
取組状況の確認、検討等

反映

＜犯罪被害者等支援に関する計画＞

◎支援施策を総合的・計画的に推進

＜県・関係機関・団体等＞

◎犯罪被害者等の支援に関する施策・取組

＜犯罪被害者等支援施策＞

支援従事者の養成・研修等の実施

民間支援団体への支援

支援従事者の心理的負担の軽減

犯罪被害者等への相談・情報提供等

心身に受けた影響からの回復

一時保護等による安全の確保

県営住宅入居配慮等の居住の安定

事業者理解増進等による雇用の安定

広報等による県民理解の促進

学校での犯罪被害者等に関する教育

施策を推進するための財政上の措置

課題・現状

＜被害案件に対する総合的支援体制の整備＞

